

平成25年3月5日  
独立行政法人農畜産業振興機構

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）の  
肥育牛補填金単価について【平成25年1月】

平成25年1月に販売された生産者積立金の納付が免除された  
交付対象の契約肥育牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事  
業実施要綱附則10、19及び22の肥育牛補填金の単価について  
は、下記のとおりです。

記

青森県、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県、千葉県、  
長野県、新潟県、宮崎県、熊本県及び鹿児島県

肉専用種	交雑種	乳用種
22,200円	65,700円	47,600円

注：補填金交付額に見合う財源が不足する場合、上記補填金単価を減額  
することがあります。

- 肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（抜粋）  
第5の6の（10）のアの（イ）  
県団体は、肥育安定基金の全額を取り崩してもなお支払うべ  
き肥育牛補填金の額に不足が生じる場合は、理事長の承認を  
受けて、補填金単価を減額することができるものとする。

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課  
担当：坂西、青木  
電話：03-3583-8623

(参考)

肥育牛補填金の単価の算定(生産者積立金の納付が免除されたもの)

[平成25年1月]

青森県、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県、千葉県、長野県、新潟県  
宮崎県、熊本県及び鹿児島県

単位：円／頭

区 分	肉専用種	交雑種	乳用種
全国算定値 (A)	29,600	87,600	63,500
4分の3相当額 (A)×3/4	22,200	65,700	47,625
補填金単価	22,200	65,700	47,600

注：100円未満切り捨て